成長応援！設備投資サポート事業 申請支援FAQ

令和8年5月29日
令和8年7月3日更新
令和8年8月17日更新

宮崎市 経済部産業政策課 ／ 宮崎商工会議所

—— 小規模支援枠・一般支援枠 活用ガイド ——

【重要なお知らせ（事業者向け案内）】

本FAQは、事業者様から窓口にお寄せいただいたご質問や相談内容を基に、随時更新・加筆を行っております。新しく追加された質問や修正箇所がある場合、改訂履歴として最新の日付を明記いたします。申請にあたっては、必ず最新版のFAQをご確認いただきますようお願いいたします。なお、最新の公募要領や提出様式等は、宮崎市公式ホームページよりいつでもダウンロードいただけます。

【インデックス】

（A）予算等について
（B）事業期間について
（C）対象者について
（D）申請等の提出資料について
（E）補助対象事業・補助対象経費について
（F）審査について
（G）実績報告について
（H）交付請求について
（I）財産の処分について
（J）その他（税務・会計等）について

(A)予算等について

No.	質問	回答
1	予算額は決まっていますか。	事業費の総額は3億円です。支援枠毎の具体的な上限額はお答えできません。
2	何度も申請できますか。	申請できません。 本事業への申請は1事業者につき1回限りです。他の申請枠で既に交付決定を受けている方や、現在申請中の方も含め、重複して申請することは認められません。
3	本公募は1回きりですか？	次回以降は未定です。

(B)事業期間について

No.	質問	回答
4	事業期間はいつまでですか。	交付決定日から2ヶ月を経過した日、又は令和8年12月15日のいずれか早い日までに完了(設備の導入・支払い)していただく必要があります。
5	設備の納入が遅れる(遅れる見込みを含む)場合はどうすればよいですか。	原則として設備の納入期限の遅延は認めません。

(C)対象者について

No.	質問	回答
6	補助の対象となる「中小企業者」の定義を教えてください。	宮崎市内に主たる事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる事業者で、業種ごとに以下の基準(資本金又は常時使用する従業員数のいずれか)を満たす中小企業者が対象です。 ・**製造業その他**:資本金3億円以下又は常時使用従業員数300人以下 ・**卸売業**:資本金1億円以下 又は 常時使用従業員数100人以下 ・**小売業**:資本金5千万円以下 又は 常時使用従業員数50人以下 ・**サービス業**:資本金5千万円以下 又は 常時使用従業員数100人以下

No.	質問	回答
7	個人事業主ですが、どのような要件を満たせば対象になりますか。	前記の中小企業者の基準を満たすことに加え、個人事業主の場合は所得税法に基づく納税地が宮崎市内であることが条件です。また、直近の確定申告（令和7年分）において事業活動による収入（売上高）が計上されている必要があります。（創業間もない場合を除く）。
8	代表者が同一である別法人や、個人事業と法人それぞれから申請することは可能でしょうか。また、その際に申請枠の制限などはありますか。	法人格が異なる場合（法人番号が個別にある場合）や、個人事業と法人の組み合わせであれば、別個の事業者としてそれぞれ申請可能です。選択する申請枠（小規模支援枠、一般支援枠等）の組み合わせにも制限はありません。 ただし、それぞれの申請においてその事業に応じた労働生産性に資する個別の事業計画の提出が必要です。
9	創業間もないため決算や確定申告を迎えていませんが、対象になりますか。	申請日において宮崎市内で継続して3ヶ月以上の事業実績（売上高の計上）を有していることが客観的に証明できる場合は対象です。その場合は、税務署へ提出した開業届の写し（受付印があるもの、又は受信通知を印刷したもの）に加え、直近3ヶ月以上の売上台帳や入金が確認できる通帳の写しなどを提出してください。
10	市税に未納がありますが、申請できますか。	申請できません。 宮崎市税を滞納している事業者（個人事業主を含む）は補助の対象外となりますので、必ず完納した上で申請を行ってください。
11	業種の制限はありますか？	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、又は同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う者は対象外です。また、医師、歯科医師、助産師なども補助の対象外です。
12	一般社団法人やNPO法人は対象になりますか？	対象になりません。 本事業の補助対象者は、中小企業基本法に規定する「中小企業者」としています。そのため、一般社団法人や公益社団法人などの社団法人、及び特定非営利活動法人（NPO法人）は一律で補助の対象外です。
13	合同会社で「障がい者支援事業（福祉サービス等）」を営んでいますが、補助の対象となりますか。	対象です。 本事業の補助対象者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」です 。合同会社は同法上の会社組織に該当するため、組織形態として申請資格を満たします。 また、障がい者支援事業は通常「サービス業」に分類されます。公募要領で除外されている医療専門職（医師、歯科医師、助産師等）による事業には該当しないため、業種による一律の除外対象とはなりません。

No.	質問	回答
14	申請時点で、市外で事業をしている個人事業主です。申込締切終了後に、宮崎市内に移転し開業する予定です。「個人事業の開業・廃業等届出書」（税務署）による移転手続きは完了しています。この場合、申請対象者の要件を満たしますか。	対象となりません。 申請時点において宮崎市内で実際に事業を営んでいない場合、又は宮崎市内に主たる事業所を有していない場合は、要件を満たさないため申請対象外です。
15	数年前に宮崎県内に移住した個人事業主です。住居は市内ですが、実店舗は市外にあります。現在、市内で土地を取得し、市内での店舗オープンに向けて工事着工している段階です。この場合、申請対象者の要件を満たしますか。	対象となりません。 土地の取得や店舗の工事着工を行っている段階では、宮崎市内での「事業活動の実態」があるとはみなされないため、申請対象者の要件は満たしません。
16	代表の居住地は市外ですが、主たる事業所は宮崎市内にあります。この場合、申請対象者の対象となりますか？	法人の場合は対象となりますが、個人事業主の場合は対象となりません。 法人の場合、代表者個人の居住地が市外であっても、主たる事業所が宮崎市内にあり、市内で事業を営んでいる事業者であれば要件を満たします。 個人事業主の場合は所得税法に基づく納税地が市外となるため対象となりません。
17	他市町村で3年前から事業を行っている個人事業主です。 2ヶ月前に宮崎市内に事業所を移転し、現在も事業を継続していますが、この場合でも申請対象者の要件を満たしますか。	対象となりません。 申請日時点で宮崎市内における3ヶ月以上の継続した事業実績が必要です。

（D）申請等の提出資料について

No.	質問	回答
18	申請はどこで行えばよいですか。	宮崎商工会議所又は商工会になります。 事前に宮崎市公式HPの専用予約フォームから訪問日時の予約を行った上で、来所して書類を提出してください。
19	市税はいつ取得したものが有効ですか。	申請から2ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。
20	商工会議所の会員・非会員であることは申請の要件となりますか。	会員・非会員問わず申請可能ですが、商工会議所又は商工会の窓口を通じて申請していただく必要があります。 商工会議所又は商工会の会員の場合は、様式第4号（第5条関係）の書類の提出が免除されます。

No.	質問	回答
21	申請の際に必要な書類は何が必要でしょうか。	書類は申請する枠によって異なりますので、小規模支援枠を申請される方は公募要領の**10～11ページ**、一般支援枠を申請される方は公募要領の**15～16ページ**をご確認ください。

(E)補助対象事業・補助対象経費について

No.	質問	回答
22	どのような設備が補助対象ですか。	乗用車や、中古品などを除く労働生産性の向上に直結する1単価10万円(税別)以上の設備が対象です。 詳細については、公募要領の5～6ページをご確認ください。
23	補助金はいくらもらえますか。	補助率は1/2以内です。補助上限額は、小規模支援枠が30万円、一般支援枠が250万円です。
24	現金で支払った経費は対象になりますか。	対象となりません。 補助金執行の適正性を確保するため、支払いは原則として銀行振込、クレジットカード、またはコンビニ払いのみが認められます。
25	インターネット通販(Amazonや楽天市場等)で購入する際、ポイントを一部でも使用して支払った場合はどうなりますか。また、領収書の宛名に注意点はありますか。	対象となりません。 1ポイント(1円分)でもポイントやクーポンを使用した場合、その注文に係る経費全体が一律で補助対象外です。 また、領収書等の宛名は必ず「事業者名(法人名または屋号)」で統一してください。
26	複数の申請枠(小規模支援枠と一般支援枠)に同時に申請できますか。	複数の申請枠への申請はできません(交付決定済・申請中を含む)。
27	パソコンの購入を検討していますが、どのようなものであれば補助対象経費となりますか。	パソコン等の事務用汎用品は、原則として「1事業者につき1台限り」かつ「本体単体で税抜10万円以上」の新品であることが必須要件です。周辺機器(モニター、プリンタ、マウス、LANケーブル等)の金額を合算して「パソコン一式」として10万円以上にする申請は認められません。 また、専用ソフトウェアを導入するなど、労働生産性向上(業務効率化や省力化)に直接直結するものであると事業計画書で明確に立証できる必要がございます。
28	「農産物自動洗浄・選別・包装一体型ライン」のように、複数の機器や専用アタッチメントが繋がった設備を導入する場合、合算して「一設備」として申請できますか。	一連の工程を自動化・効率化するためにシステムとして連結・統合されており、機能的・物理的に不可分な場合は、全体を「一設備」とみなして合算した金額での申請が可能です。
29	レジスター本体(8万円)と付属のス	ご質問の場合、一式を一体不可分の設備とみなし、補助

No.	質問	回答
	キャナー（3万円）を組み合わせて購入する場合、総額11万円を補助対象経費として申請できますか。	対象経費とみなします。 本事業では、単体で10万円未満の物品を単に合算しただけの申請は原則として認められません 。しかし、「レジスター本体」と「専用バーコードスキャナー」のように、双方が機能的に連動（一体不可分）することで初めて会計の効率化や自動化といった「労働生産性の向上」を発揮するシステムである場合は、例外として一括（1システム）での申請を認めます。 なお、 レシートなどの消耗品は補助対象外です。
30	給湯器や空調設備を導入する際、設置工事費やそれに伴う電気工事費は補助対象となりますか。	対象となりません。 本補助金は「設備の資産購入」を支援する制度であり、建物の構造や土地に固着・付随する工事費は対象外としております。 設備本体の購入費は補助対象となりますが、設置・据付、配管・配線（電気工事）等の設置工事費は一切補助対象となりません。
31	同じオフィス用エアコンや作業用機械などを、同じ事業所に「2台同時に導入する場合、2台まとめて補助対象経費として申請することはできますか。	申請できません。 本事業は「一つの申請に対して一設備の購入」を原則としており 、同一の設備であっても補助対象にできるのは「1台のみ」です。
32	主たる事業として不動産業を営んでいますが、従たる事業として飲食業も行っています。この場合、飲食業において使用する設備の導入であっても補助対象となりますか。	対象です。 主たる事業以外の設備投資であっても、現に宮崎市内で事業を営んでおり、その導入によって事業者全体の労働生産性向上に直接直結するものであれば、補助対象として認められます。ただし、決算書や確定申告書等において、該当する従たる事業（飲食業）の活動実態や売上等が客観的に確認できることが必須要件です。事業実態が確認できない場合は対象外となる可能性がございます。
33	県の稼ぐ力補助金（交付金）に採択されましたが、今回の市補助金の対象となりますか。	対象です。 ただし、同じ設備の購入に対して、2つの補助金を重複して充てることはできません。別の設備を導入されるのであれば、本補助金の対象です。また、何らかの理由で税制優遇措置を受けているなど、間接的な支援との併用であれば差し支えございませんが、直接的に同一の経費に対して重複して補助金を受けることは認められません。
34	新たな販路開拓のために、既存のチラシを増刷して配布したいのですが、対象となりますか。	対象となりません。 本事業では、チラシやポスターなどの広報物の作成・印刷費用、及び広告関係費用は一律で補助対象外です。
35	新事業を実施するにあたり、建物の	対象となりません。

No.	質問	回答
	増築・増床や物置等を新たに設置する必要があるのですが、対象となりますか。	建物の増築・増床、あるいは物置などの設置工事は、不動産の購入や建物の増築費、あるいは単なる店舗移転・撤去工事等に該当するため、補助対象外です。
36	チラシのデザインのみ他社へ依頼し、印刷については自社のプリンター等で印刷したいのですが、対象となりますか。	対象となりません。 デザイン料や外注費、印刷費の別に関わらず、チラシなどの広告・広報物に関する経費は一律で補助対象外です。
37	機械装置等費について、見本品やデモ機等は対象になりますか。	対象となりません。 見本品やデモ機、展示用のサンプル品などは、自社の労働生産性向上に直接供される設備とは認められないため、補助対象外です。
38	展示会等出展費について、会場で販売するようなイベントへの出展経費は対象となりますか。	対象となりません。 展示会や商談会への出展料、イベントへの参加費用、及びそれに伴う旅費などは、本事業の補助対象（設備・システム）に含まれないため、一律で対象外です。
39	広報費について、郵便局の「料金別納郵便」は、補助対象になりますか。	対象となりません。 本事業では、郵送料や通信費、広告発送に関わる経費は一律で補助対象外です。
40	フランチャイズの加盟料やロイヤリティ、広告関連経費は対象になりますか。	対象となりません。 フランチャイズチェーン本部との取引に関わる加盟料、ロイヤリティ、及び広告・広報関連の経費は一律で補助対象外です。
41	専門家への謝金について、オンライン実施でも補助対象になりますか。	対象となりません。 本事業の小規模支援枠及び一般支援枠においては、専門家への謝金、旅費、又はコンサルティング費用などのソフト経費は一律で補助対象外となります（本事業は設備・システムの購入経費のみが対象です）。
42	専門性の高い車両（軽トラの荷台にリフト等を搭載）を購入する場合は対象になりますか。	対象となりません。 一般的な乗用車やトラックなどの車両本体、及びその改造・カスタマイズに要する費用は一律で補助対象外です。
43	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備は、補助対象になりますか。	補助対象です。 自動車等車両のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の「機械及び装置」区分に該当するブルドーザーやパワーショベルなどの自走式作業用機械設備は、1単価10万円（税別）以上であれば対象です。ただし、本事業では中古品は一律で対象外となりますのでご注意ください。
44	搭乗式の草刈り機は対象となりますか	補助対象です。 自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関

No.	質問	回答
		する省令」の「機械及び装置」区分に該当する「自走式作業用機械設備」は補助対象と認められています。1単価10万円（税別）以上の新品であり、緑地管理等の業務効率化（労働生産性の向上）に直結するものであれば申請可能です。
45	買収先の会社で、買収元で既に使っているシステムを導入する場合、対象になりますか。	対象となりません。 既存システムの単なるライセンス拡大や同一システムの追加導入など、通常の営業活動の維持・延長とみなされるものは、本事業の趣旨（抜本的な労働生産性の向上）に合致しないため、補助対象外です。
46	イベントに商品を出展し、業者に委託して販売する場合、出店費用とプロモーション費用は補助対象になりますか。	対象となりません。 出店費用やプロモーション費用（広告費）、及び商品の販売委託に係る経費は、本事業の補助対象（設備・システム）に含まれないため、一律で対象外です。
47	自社でホームページを作成する場合、ホームページ作成システムにおけるホームページ作成テンプレートは、広報費として補助対象になりますか。	対象となりません。 ホームページ（HP）の作成、改修、リニューアル、又はそれに伴うテンプレートやソフトウェアの購入費用は一律で補助対象外です。
48	基礎工事を打たないコンテナ設置は、補助対象でしょうか。	対象となりません。 本事業は「労働生産性の向上」に直結する事業用機械・設備やシステムの導入を支援するものです。単なる資材置き場や倉庫としてのコンテナ設置は、生産性向上に直結する設備とは認められないため、補助対象外です。
49	事業所内の駐車場に設置する、顧客用カーポート（駐車用の屋根）は外注費として補助対象になりますか。	対象となりません。 顧客用カーポートの設置は、事業所の外構工事や不動産の造作に該当し、かつ自社の労働生産性向上に直接直結する設備とは認められないため、補助対象外です。
50	新事業で建物の横にオーニング（ひよけ）とデッキの設置を計画しているが、増築（不動産の取得）に該当しますか。	対象となりません。 オーニングやウッドデッキの設置は、建物の改修や店舗什器の設置・修理等に該当し、本事業の補助対象（事業用機械・設備、システム）には含まれないため、一律で対象外です。
51	ホームページの保守費用は対象になりますか。	対象となりません。 既存・新規を問わず、ホームページの保守・運用管理費用、サーバー利用料等は一律で補助対象外です。
52	郵便によるダイレクトメールや料金後納郵便は、補助対象になりますか。	対象となりません。 ダイレクトメール（DM）の印刷費や郵送料、及び後納郵便料金などの広告・通信に係る経費は一律で補助対象外です。

No.	質問	回答
53	機械設備の導入費用について、設置費や送料は補助対象になりますか。	対象となりません。 また、単なる撤去・廃棄工事費や店舗移転費用は対象外です。
54	航空券（国際線）のプレミアムエコノミーは補助対象になりますか。	対象となりません。 本事業では、国内線・国際線に関わらず、旅費、交通費、及び宿泊費は一律で補助対象外です。

（F）審査について

No.	質問	回答
55	採択の審査方法を教えてください。	小規模支援枠は、要件を満たした申請から順次交付決定を行う先着順です。一般支援枠は、提出された事業計画書を総合的に評価し、評価の高い順に採択する審査制です。なお、小規模支援枠は期間内であっても予算上限に達した時点で受付を終了いたします。
56	審査は誰がするのでしょうか。	具体的な審査員等についてはお答えできませんが、本事業の委託事業者及び宮崎市において、審査基準に基づき公平かつ客観的に審査を実施いたします。
57	採択・不採択の結果通知はどのようにされますか。また、いつ頃届きますか。	審査完了後、概ね1か月程度を目安に、本市（又は受託者）より通知書をご郵送いたします。
58	不採択となった場合、その具体的な理由を教えてもらうことはできますか。	具体的な不採択の理由や審査の経過に関するお問い合わせには一切応じることができません。
59	申請窓口である商工会議所には、自社の採択結果などの情報が共有されますか。	共有されます。 本事業では、宮崎商工会議所等の支援機関と連携して事業の実行支援等を行うため、採択等に関する情報は随時共有されます。

（G）実績報告について

No.	質問	回答
60	実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか。	設備の導入と支払いが完了した日から30日を経過した日、又は令和8年12月15日のいずれか早い日までに提出してください。
61	クレジットカードで支払う場合、令和8年12月15日（または交付決定か	対象外となるリスクがあります。本事業では「決済日」ではなく、自身の銀行口座から実際に「引き落とされた日」

No.	質問	回答
	ら2ヶ月以内)までに「店舗やネットでの決済(カード利用)」を済ませれば補助対象になりますか。	が期限内(交付決定日から2ヶ月以内、または令和8年12月15日のいずれか早い日まで)である必要があります 。
62	(一般支援枠のみ)実績報告の提出後に行われる実地調査(現地調査)では、どのようなことを確認しますか？	本市職員が皆様の事業所を直接訪問し、交付申請時の計画通りに対象設備が適切に導入・設置され、実際に稼働しているかを確認します。また、この機会を通じて、皆様の現在の経営環境や今後の事業展開などについて、お話しをお伺いする機会(意見交換)とさせていただきます。

(H)交付請求について

No.	質問	回答
63	補助金の請求後、どのくらいで入金されますか。	請求書の受理後、3～4週間以内にご指定の口座へ振り込まれます。
64	補助金の振込先となる口座(通帳)に指定はありますか。	補助金の振込先口座は次のとおりとしてください。 法人の場合　　：法人名義の口座 個人事業主の場合：代表者名義の事業用口座

(I)財産の処分について

No.	質問	回答
65	補助金によって取得した設備を処分(譲渡、売却、変更、貸付け、担保提供、廃棄など)することはできますか。	取得価格が税抜50万円以上の設備等(取得財産)については、法定耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して処分することはできません。やむを得ない事情で処分を行う場合は、必ず事前に書面による申請と承認手続きが必要です。なお、承認を得ずに処分を行った場合は交付要綱違反となり、補助金の返還を命じられるほか、処分によって収入があった場合にも補助金の一部又は全部の返還を求められることがございます。
66	取得価格が税抜50万円未満の設備であれば、補助事業終了後に自由に転売や廃棄を行っても問題ありませんか。	取得価格が税抜50万円未満(10万円以上)の設備については、市長への事前申請や承認手続きは不要です。ただし、宮崎市補助金等交付規則に基づく善管注意義務により、引き続き生産性向上などの目的に沿って適切に使用していただく必要がございます。補助金の交付目的に反して、取得後早期に転売や廃棄などの処分を行ったことが判明した場合は、不当受給とみなされ補助金の返還を求められる対象となることがございます。また、法定耐用年数期間内(最大5年間)は、当該設備等の

No.	質問	回答
		管理状況を確認できる帳簿および証拠書類を保管してください。

(J)その他(税務・会計等)について

No.	質問	回答
67	補助事業が完了した後、5年間にわたって定期的な実施状況等の報告を行う必要はありますか。	定期的な後年度報告の提出は不要です。ただし、補助事業完了の翌年度から5年間は、関係書類および帳簿(原本)を適切に保存していただく必要があり、本市から管理状況の確認や監査要求等があったときには、いつでも閲覧できるよう対応していただく必要がございます。また、必要に応じて状況報告を求める場合や、事業所への立ち入り検査を行うことがございます。

○6月1日追加分

No.	質問	回答
68	滞納無証明はどの証明書を取得すればよいですか。	すべての宮崎市税に滞納が無い証明を取得してください。

○7月2日追加分(8月17日修正追加)

No.	質問	回答
69	実績報告の証憑として「発注書(注文書)」と「注文請書」の両方が必要とありますが、取引先(販売店)から注文請書を発行してもらえない場合はどうすればよいですか？ 家電量販店やホームセンターで購入し注文請書の発行が困難な場合どのように対応すればよいですか？	取引の実態として「注文請書」が発行されない場合や、インターネット通販等を利用した場合は、「発注(注文)に対して、相手方がそれを承諾し、契約が成立したこと」が客観的に証明できる以下のいずれかの代替書類(写し)1点をもって、発注書・注文請書の両方に代えることができます。 【インターネット通販等で購入した場合の代替書類】 ・オンラインショップ等の「注文完了(確定)画面」を印刷したもの ・注文後に届く「注文承諾(確定・確認)メール」を印刷したもの 【0 ※　上記いずれの書類の発行も困難な場合。 実績報告書に添付する「請求書」または「納品書」の余白部分へ、事業者様ご自身で以下の通り手書き(自署)にて発注日を記入・押印のうえ、ご提出ください。

No.	質問	回答
		※2　いずれの書類についても、購入手続きを行った日（発注・承諾日）」「購入内容（型番等）」「金額」が明記されており、その日付が『交付決定日以降』であることが客観的に確認できるものに限ります。交付決定日より前の日付のものは、注文（予約）であっても一律で補助対象外となりますのでご注意ください。

○8月17日追加分

No.	質問	回答
70	宮崎市内に有人店舗（支店、営業所、工場等）があり、そこで従業員を雇用して経済活動を行っていますが、本社（本店登記）が宮崎市外にあります。この場合、補助金の対象となりますか。	対象となりません。 本補助金における法人の「主たる事務所」とは、商業・法人登記簿（履歴事項全部証明書）上の**「本店所在地」であり、かつ直近の「法人税確定申告書（別表一（一））」における「納税地」が本市内（宮崎税務署管内）である事業所を指します。 本社が市外にあり、宮崎市内に登記上の支店や実際の店舗のみを有する法人の場合は、市内での活動実態や納税（法人市民税等）の有無にかかわらず、一律で対象外となります。 ※なお、実態として「〇〇支店」「〇〇営業所」と呼ばれていても、親会社とは登記上「別個の法人（独立した子会社等）」として設立されており、その子会社の本店登記および法人税の納税地（宮崎税務署）が宮崎市内にある場合は、対象となります。

お問い合わせ・相談窓口

【小規模支援枠・一般支援枠 申請窓口】

〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館（KITEN）7階

宮崎商工会議所
電話：0985-22-2161（受付時間：平日9時00分～17時00分）
※申請書類の提出にあたっては、必ず事前に宮崎市公式ホームページの受付フォームより窓口訪問日時の予約をお取りください。